

2019年4月号 簿記論 つぶ問

3問目

【問題】

当社が請け負っている甲、乙、丙の3つの工事案件について、それぞれ当期における工事損益の金額（工事収益と工事原価の差額）を計算しなさい。なお、損失が生じる場合には、負の値として解答すること。

〔甲案件〕

1. 前期に甲社より請け負った案件である。契約当初の見積工事収益総額は40,000千円であり、見積工事原価総額は36,000千円であった。
2. 前期における実際工事原価は34,200千円であり、当期における実際工事原価は3,800千円であった。工事物件は当期中に完成し、引渡しも済んでいる。
3. 見積工事収益および見積工事原価の修正は行われなかった。
4. 甲案件の工事進捗部分については、成果の確実性があると認められる。工事進捗度の計算については原価比例法によること（他の案件についても同様とする）。

〔乙案件〕

1. 前期に乙社より請け負った案件である。契約当初の見積工事収益総額は50,000千円であり、見積工事原価総額は42,000千円であった。
2. 前期における実際工事原価は12,600千円であり、当期における実際工事原価は18,900千円であった。工事物件は当期末現在、建設中である。
3. 建設資材の価格高騰に伴い、当期に見積工事原価総額を45,000千円に修正した。
4. 乙案件の工事進捗部分については、成果の確実性があると認められる。

〔丙案件〕

1. 当期に丙社より請け負った案件である。契約当初の見積工事収益総額は60,000千円であり、見積工事原価総額は50,000千円であった。
2. 当期における実際工事原価は28,000千円であった。工事物件は当期末現在、建設中である。
3. 見積工事収益および見積工事原価の修正は行われなかった。
4. 丙案件については、建設資材の価格変動が大きく、工事原価の見積りに不安定な要素が多い。このため、工事原価総額について信頼性をもった見積りを行えなかった。

【解答】

甲案件	-1,800 千円
乙案件	1,100 千円
丙案件	0 千円

【解説】（金額の単位：千円）

工事収益の認識に関する計算問題です。工事進行基準による収益認識の方法を確認するとともに、工事進行基準が適用される要件についても把握しておきましょう。

1. 甲案件

原価比例法によって工事進捗度を見積ります。工事原価総額の見積と実際とが一致していませんが、見積値の修正は行われていませんので、当初の見積値のまま計算を進めます。また、当期には工事損失が生じていますが、工事原価総額が工事収益総額を上回っているわけではありませぬので、工事損失引当金の計上は不要です。

前期工事進捗度：実際原価 34,200 ÷ 見積原価 36,000 = 0.95

前期工事収益：40,000 × 0.95 = 38,000

当期工事収益：40,000 - 38,000 = 2,000

当期工事損益：2,000 - 3,800 = -1,800（損失）

2. 乙案件

当期に工事原価総額の見積りが修正されていますので、当期の工事進捗度の計算には修正後の見積工事原価総額を用います。見積の修正による影響は当期の工事収益の認識額によって調整します。

前期工事進捗度：実際原価 12,600 ÷ 見積原価 42,000 = 0.3

前期工事収益：50,000 × 0.3 = 15,000

当期工事進捗度：実際原価累計額(12,600 + 18,900) ÷ 修正後見積原価 45,000 = 0.7

当期工事収益：50,000 × 0.7 - 前期認識分 15,000 = 20,000

当期工事損益：20,000 - 18,900 = 1,100

3. 丙案件

丙案件については、工事原価総額について信頼性をもった見積りが行えなかつた旨の指示があるため、工事進捗部分についても成果の確実性が認められないということになります。工事進行基準が適用できない以上、完成・引渡しの済んでいない工事について収益計上はできませんので、工事損益の計上額は0ということになります。